富 監 第 ８ ８ 号
令和５年３月２０日

富岡市長　榎本　義法　様

富岡市監査委員　　清水　繁雄
同　　相川　　求

令和３年度財政援助団体等監査の結果報告（公表）について

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり報告（公表）します。

財政援助団体等監査結果報告書

第１　監査基準

富岡市監査基準

第２　監査の種類

財政援助団体等監査

第３　監査の対象

(1) 対 象 団 体　社会福祉法人　富岡市社会福祉協議会
(2) 所　管　課　健康福祉部　福祉課、高齢介護課（委託料関係）
(3) 補　助　金　18,481,408 円（令和３年度富岡市社会福祉協議会補助金）
　　補　助　金　 5,500,000 円（令和３年度富岡市社会福祉協議会車両購入費補助金）

第４　監査の期日

令和４年 12 月 23 日から令和５年３月６日まで

第５　監査の場所

富岡市役所　行政棟２階　監査委員事務局

第６　監査の着眼点

(1) 所管部局関係
　ア　補助金等の決定は、法令等に適合しているか
　イ　補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か
　ウ　補助金等の額の算定交付方法・時期・手続等は、適正に行われているか
　エ　効果及び条件の履行確認等は、実績報告書等により行われているか
　オ　補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか

(2) 団体関係
　ア　補助金等に係る申請手続きは、適正に行われているか
　イ　事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
　ウ　補助金が対象事業以外に流用されていないか
　エ　出納関係帳票の整備、記帳は適正か
　オ　補助金に係る収支の会計処理は適正か

第７　監査の方法

財政援助団体とその所管課に対し、令和３年度会計における出納、その他の事務の執行に関わる関係書類の提出を求めた。本来は補助金が対象であるが、補助金から一部委託料に移行した経緯があるため、委託料も監査の対象とした。提出された監査資料の調査、確認をするとともに、さらに調査を必要とする事項については、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第８　監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づき監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されているものと認められたが、一部見直しが必要と見受けられるため検討されたい。

富岡市社会福祉協議会は、富岡市の地域福祉の推進をけん引する団体として役割は重要である。誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉を実現するため、行政及び福祉関係機関等との協働・連携を図りながら、その中心的な役割を担っていただくよう望むものである。

主たる意見は、次のとおりである。

１　実績報告書類について

委託料の実績報告において、余剰金が発生し戻入をしているが、その根拠書類の内訳の記載が一部明確でないところが見受けられた。様式の見直しをするなどし、仕様書を遵守した適正な事務処理に努めていただきたい。

２　補助金等の事務負担割合について

事務負担割合については、平成 28 年度に富岡市社会福祉協議会と協議の上決定したとのことであるが、その後、現在に至るまで協議がなされていない。実態に則した割合なのか必要に応じて検討されたい。